

2022年4月1日

## 吸收分割に係る事後開示書面

東京都千代田区五番町12番地1  
株式会社IDホールディングス  
代表取締役社長 船越 真樹

東京都千代田区五番町12番地1  
株式会社インフォメーション・ディベロプメント  
代表取締役社長 山川 利雄

株式会社IDホールディングス（以下「IDHD社」といいます。）及び、株式会社インフォメーション・ディベロプメント（以下「ID社」といいます。）は、ID社が担っていたIDグループの管理部門業務を、2022年4月1日を効力発生日として、IDHD社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）を行いましたので、会社法第791条第1項及び第2項、第801条第3項の定めに従い、次のとおり会社法施行規則第189条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

### 記

#### 1. 本吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2022年4月1日

#### 2. ID社（吸收分割会社）における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

##### （1）会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求手続）

ID社は、IDHD社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

##### （2）会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

ID社は、IDHD社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

##### （3）会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）

会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権は存在しないため、同条の規定に基づく手続は行っておりません。

##### （4）会社法第789条の規定による手続の経過（債権者の保護）

ID社からIDHD社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法により行いましたので、本規定による手続は行っておりません。

3. IDHD 社（吸収分割承継会社）における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（株主の差止請求手続）

IDHD 社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、本規定に基づく請求の適用はありませんでした。

（2）会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の買取請求）

IDHD 社は、会社法第 796 条第 2 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに本吸収分割を実施したため、会社法第 797 条第 1 項ただし書に該当し、反対株主の買取請求権は発生しません。

（3）会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

IDHD 社は、2022 年 2 月 24 日付官報及び電子公告において、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づく公告を行いましたが、異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により IDHD 社（吸収分割承継会社）が ID 社（吸収分割会社）から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

IDHD 社は、2022 年 4 月 1 日をもって、2022 年 2 月 16 日付にて締結した吸収分割契約に従い ID 社から ID 社が担っていた ID グループの管理部門業務に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 4 月 1 日（予定）

6. その他、吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

ID 社は、株式会社 GI テクノス（本社：東京都千代田区五番町 12 番地 1、代表取締役社長：河野修、以下「GIT 社」といいます。）との間で 2021 年 10 月 28 日付にて締結した吸収合併契約書および 2022 年 1 月 28 日付にて締結した覚書に基づき、本吸収分割の効力発生日である 2022 年 4 月 1 日を効力発生日として、GIT 社が営む全ての事業を承継しました。

以上